秘密保持契約書

国立大学法人宇都宮大学（以下「甲」という。）と○○○○株式会社（以下「乙」という。）とは、以下に規定する本件目的に関する情報及びその取扱いについて、次の通り秘密保持契約書を締結する。

（本件の目的）

第１条　甲及び乙は、○○○○○○○○○○○○を検討する目的のため、甲の工学部○○教授研究室と乙の○○部門の間で技術情報及び関連情報を交換する。

（秘密情報）

第２条　本契約に規定する秘密情報とは、本契約の相手方より提供又は開示を受けた情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後１５日以内に書面で相手方に対して通知されたものをいう。

２．前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報には含まれない。

一　提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

二　提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報

三　提供又は開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報

四　正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得したことを証明できる情報

五　秘密情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報

六　書面により事前に相手方の同意を得た情報

七　法令、規則、命令等に基づいて官公庁、裁判所等の公的機関から開示の要求を受けた情報

（秘密保持）

第３条　甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を自己の秘密情報について払う注意と同等の注意をもって管理し、相手方の事前の文書による同意なしに、第三者に開示、漏洩、公表しない。

２．甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を第１条記載の目的のみに使用するものとし、相手方の事前の書面による同意なしに、他の目的のために使用してはならない。

３．甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を複製してはならない。

（実施権の不許諾）

第４条　甲及び乙は、本契約のもとでの秘密情報の開示が、受領者に対する開示者の特許権、実用新案権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の譲渡又は実施権の許諾を伴うものではないことを確認する。

（知的財産権）

第５条 検討に関連して、秘密情報に基づき新たに発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の知的財産をなした場合には、甲及び乙は速やかに相互に通知し、当該成果、当該知的財産に係る知的財産権を受ける権利並び得られる知的財産権の帰属及び取扱い等について、協議のうえ決定するものとする。

（非保証）

第６条　甲及び乙は、相手方に対し、開示される秘密情報に何らかの誤り又は瑕疵があった場合でも、瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないものとし、秘密情報の内容及びその使用について、一切の明示又は黙示の保証をしない。

（共同研究契約等）

第７条　甲及び乙は、本契約に基づく検討の結果、共同研究等を行うこととした場合には、

その詳細を共同研究契約等に別途定める。

（有効期間）

第８条　本契約の有効期間は、本契約締結日から１年間とし、必要に応じて甲乙協議の上この期間を延長できる。ただし、第３条、第５条の規定については、本契約終了後も、３年間に限り有効とする。

（協議事項）

第９条　本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決を図る。

以上、本契約の証として本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上それぞれ１通ずつを保管する。

○○○○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　栃木県宇都宮市峰町３５０

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人　宇都宮大学

社会共創・情報部長　大島　透

　　　　　　　　　　　　　　　　　乙